サービス開始までの流れ

1.お問い合わせ



まずは、気軽にご相談ください。 ご説明させていただきます。



2.お客様の状況・ご要望の確認



ご要望などお伝えください。担 当相談員に連絡させていただ きます。



3個別支援計画書の作成



担当相談員が、お客様のご要 望を踏まえて、ご利用内容を 決定します。



4.契約・サービス開始



契約書等を取りかわした後 に、サービスの利用が開始さ れます。





〒418-0103 静岡県富士宮市上井出 1285-1

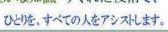
TEL: 0544-54-0168

FAX: 0544-54-2338

~訪問介護・第1号訪問事業~



天竜厚生会スローガン わたしたちは 熱い心・豊かな知識・すぐれた技術で、





☆サービス内容について☆ ご本人のニーズに合ったサービスを行います!





保険適応外サービスもございますので、気軽にご相談ください!

介護保険サービス 料金表

しらいとヘルパーステーション サービス料金表(1日あたり) (令和6年6月1日改正)(単位:[基本料·加算]介度報酬算定単価 [利用料]円)					
			介護予防 第1号訪問事業(介護予防相当) (要支援1・2、事業対象者)	介護(要介護1~5)	
				身体介護	生活援助※3
		〇〇(週1回利用)※2	1,176単位(ひと月あたり)	1	_
基本料 (単位数)		〇〇(週2回利用)※2	2,349単位(ひと月あたり)	I	_
		〇〇(週2回を超える)※2	3,727単位(ひと月あたり)		_
		20分未満	_	163単位	_
		20以上30分未満	_	244単位	_
		30以上1時間未満	_	387単位	_
		1時間以上	_	567単位 30分毎82単位を加算	_
		20分以上45分未満	_		179単位
		45分以上	_		220単位
加算 ※1	実施	介護者2名の場合	_	+上記までの合計単位数×200%	
		夜間·早朝 (18時~22時·6時~8時)	_	+上記までの合計単位数×125%	
		深夜(22時~6時)	_	+上記までの合計単位数×150%	
	体制	特定事業所加算(〇)	_	+上記までの合計単位数×10%	
		特定事業所加算(V)	_	+上記までの合計単位数×5%	
	実施	緊急時訪問介護加算	_	100単位	
		初回加算	200単位(ひと月あたり)	200単位(ひと月あたり)	
		生活機能向上連携加算 (1月限度)(I)	100単位(ひと月あたり)	100単位(ひと月あたり)	
		生活機能向上連携加算 (3月限度)(II)	200単位(ひと月あたり)	200単位(ひと月あたり)	
		認知症専門ケア加算(I)	_	3単位	
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	_	4単位	
利用料		実施地域以外の交通費	実費 <u>**</u> 5		

【基本料·加算】

- ※1 実際に利用者の方から頂く金額は、以下のとおりです。
 - (1) 所定単位数(基本料+加算)に介護職員等処遇改善加算率(24.5%)を乗じ、所定単位数に加える。
 - (2) (1)に地域区分単価(10.21円)を乗じる。
 - (3) (2)より介護報酬分を除く。 ※②に「ご利用者負担率(介護保険負担割合証もしくは介護保険被保険者証に記載された割合)を乗じた場合、誤差が生じる場合
- ※2 第1号訪問事業は1週間の利用頻度に応じて、1ヶ月の単位数が異なります。
- ※3 身体介護に引き続き生活援助を行う場合、生活援助の提供時間が
 - ① 20分以上の場合、身体介護の単位数+65単位
 - ② 45分以上の場合、身体介護の単位数+130単位
 - ③ 70分以上の場合、身体介護の単位数+195単位となります。
- ※4 サービスの利用要件がございます。詳細は、事業所職員にご相談ください。
- ※5 実施地域を越えてから1kmあたり10円で換算します。

《負担軽減制度について》

当事業所には負担軽減制度があります。詳しくは担当職員または担当ケアマネジャーにご相談ください。

《白主事業について》

通院、病院内での付き添いや外出支援等、介護保険で認められないホームヘルプサービスを 介護保険外サービスとして提供することもできますので、事業所職員にご相談ください。 (基本料金(30分):1200円)